

週休2日促進工事（現場閉所）特記仕様書（令和7年2月実施）

- 1 本工事は、三条市週休2日促進工事（現場閉所）の対象案件である。
- 2 受注者は、受注後速やかに週休2日促進工事（現場閉所）希望の有無について、監督員と協議を行うものとする。
- 3 本工事は、週休2日達成が確認された場合に、現場の閉所状況に応じて次のとおり補正し増額変更を行う。
 - (1) 土木工事
労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価、間接工事費率
 - (2) 農業土木工事
労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価、間接工事費率
 - (3) 林業土木工事
労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価、間接工事費率
 - (4) 営繕工事
労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）
- 4 協議により実施する場合は、各工事の『三条市週休2日促進工事（現場閉所）実施要領』に基づき行うものとする。
- 5 その他詳細は、実施要領を確認すること。
- 6 実施要領は、三条市ホームページから入手できる。
三条市総務部財務課統計・契約係ホームページ
<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/somubu/zaimuka/toukeikeiyaku/nyuusatujouhou/sintyakujouhouosirase/16910.html>